西尾市地区計画の区域内における行為の届出に関する事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第５８条の２の規定による地区計画の区域内における行為の届出に関する事務について必要な事項を定める。

（事務分掌）

第２条　次に定める事務は、都市整備部都市計画課が所管する。

⑴　法第５８条の２第１項の規定による地区計画の区域内における行為の届出（以下「届出」という。）に関すること。

⑵　法第５８条の２第２項の規定による地区計画の区域内における行為の変更の届出（以下「変更の届出」という。）に関すること。

（地区計画の区域内における行為の届出等）

第３条　法第５８条の２第１項又は第２項に規定する行為を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する３０日前までに、次のとおり市長に届け出るものとする。

⑴　届出は、地区計画の区域内における行為の届出書（様式第１号）（以下「届出書」という。）に別表に掲げる図書（以下「図書」という。）を添付して正本、副本各１部ずつを提出するものとする。

⑵　変更の届出は、地区計画の区域内における行為の変更届出書（様式第２号）（以下「変更届出書」という。）に図書を添付して正本、副本各１部ずつを提出するものとする。

⑶　前号の図書については、変更のあった部分を図面上に明示するものとする。

（他法令の遵守）

第４条　届出者は、図書に記載する事項について他法令に関するものを含む場合、担当部局と協議し、他法令の制限及び基準を遵守するものとする。

（届出の事前協議）

第５条　届出者は、届出又は変更の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする場合は、当該行為の概要が分かる図面等を用いて都市整備部都市計画課と事前協議を行うものとする。

（指導及び助言）

第６条　市長は、届出者に対して当該届出等に係る行為の設計及び施工に係る事項について、地区計画の適切な運用に必要な指導及び助言を行うものとする。

（届出等の受理）

第７条　市長は、届出者からの届出等が第３条に規定する内容であれば、当該届出等を受理するものとする。ただし、当該届出等に書類の添付もれ又は記載もれがあった場合は、届出者に対して速やかに補正等の指示をするものとする。

（届出者への通知）

第８条　市長は、前条の規定により届出等を受理した場合は、当該届出等に関する行為が当該地区整備計画に適合するかどうかを審査し、速やかに届出者に対して、地区計画の区域内における行為の届出受理通知書及び地区計画の区域内における行為の変更届出受理通知書（以下「受理通知書」という。）に届出書又は変更届出書を添付して通知するものとする。ただし、当該届出等に関する行為が当該地区整備計画に適合しないと判断した場合は、受理通知書に不適合事項を明記し、届出者に対して通知するものとする。

（不適合事項に関する指導）

第９条　市長は、届出等に関する行為が当該地区整備計画に適合しないと判断した場合は、届出者に対して弁明の機会を付与した上で、是正指導通知書により必要な指導を通知することができる。

２　市長は、届出等の内容に疑義が生じたとき又は届出のない建築行為等を確認したときは、届出者又は届出等に関する設計・施工若しくは届出業務を代行する者等（以下「届出関係者等」という。）に対して事情の聴取や報告を求めた上で事実確認を行い、当該地区整備計画に適合しないと判断した場合は、前項に規定する是正指導通知書により必要な指導を通知することができる。

（報告）

第 10 条　届出者又は届出関係者等は、前条の規定により通知された是正指導通知書に基づいて講じた是正内容について、市長に対して是正報告書（様式第３号）により報告するものとする。

（勧告）

第 11 条　市長は、前条の規定による報告の是正内容が、未だ当該地区整備計画に適合しないと判断したとき又は前条の規定による報告を怠ったときは、法第５８条の２第３項の規定に基づき、届出者に対して勧告書により設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、設計の変更その他必要な措置を講じない場合は、弁明の機会を付与した上で、再度勧告書により勧

告することができる。
（届出等の取止め）
第12条　届出者は、届出等を行った後、当該届出等に関する行為を中止するとき又は届出等の内容を大幅に変更するときは、取止め届（様式第４号）を提出するものとする。
（委任）
第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

届出行為の種類 添付図書の種類	土地の区画形質の変更	建築物の建築 新築 改築 増築 移転	工作物の建設 新設 増設 移設	建築物等の用途の変更	建築物等の形態又は意匠の変更	木竹の伐採
付近見取図（位置図）　S=1/2500 以上	●	●	●	●	●	●
公図(換地図)の写し	●	●	●	●	●	●
土地の面積が分かるもの(求積図)	●	●	●			●
配置図（平面図）　S=1/100 以上		●	●	●	●	
建物の面積が分かるもの（求積図）		●		●		
各階平面図　S=1/100 以上		●		●		
立面図（2 面以上）色記載　S=1/100 以上		●			●	
断面図（矩計図）		●				
土地断面図（2 方向以上）　S=1/100 以上	●					
外構仕上げ平面図		●	●			
構造図			●		●	
施工方法図　S=1/100 以上	●					●

備考

1　届出行為の種類が複数にまたがる場合は、必要な添付図書を組み合わせること。

2　外構仕上げ平面図は、植栽、門･門柱、生垣又はフェンス、土留め壁、駐車計画（駐車ます、歩道乗り入れ箇所）、物置、カーポート等の外構計画が分かるものとすること。

3　この図面により記載内容すべての施工を義務付けるものではありません。

4　地区計画の内容により、添付図書の省略をすることができます。

5　壁面の位置の制限がある場合は、外壁の外面から境界までの距離又は、壁面後退ラインを配置図に明記してください。

6　地区計画の内容により、使用材料カタログの添付を求める場合があります。

様式第１号（第３条関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

年　　月　　日

（宛先）西　尾　市　長

届出者　住　所
氏　名
電　話
（担当者連絡先　　　　　　　　　　　）

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

１　地区計画の名称　　　　　　　　地区計画（　　　　　　　地区）
２　行　為　の　場　所　　　　西尾市
３　行為の着手予定日　　　　　　　年　　月　　日
４　行為の完了予定日　　　　　　　年　　月　　日
５　設計又は施工方法

（１）土地の区画形質の変更			区域の面積　　　　　　　㎡		
（２）建築物の建築又は工作物の建設	（イ）行為の種別　　（建築物の建築･工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）				
	（ロ）設計の概要		届　出　部　分	届出以外の部分	合　　計
		（ｉ）敷地面積			㎡
		（ⅱ）建築又は建設面積	㎡	㎡	㎡
		（ⅲ）延べ面積	㎡ （　　　㎡）	㎡ （　　　㎡）	㎡ （　　　㎡）
		（ⅳ）高さ　地盤面から　　m	（ⅵ）用　　　途		
		（ｖ）緑化施設の面積　　㎡	（ⅶ）垣又は柵の構造		
（３）建築物等の用途の変更	（イ）変更部分の延べ面積		（ロ）変更前の用途	（ハ）変更後の用途	
	㎡				
（４）建築物等の形態又は意匠の変更			変更の内容		
（５）木竹の伐採			伐採面積　　　　　　㎡		

備考

1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

3　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

4　都市計画法第１２条の９に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。

⑴ 当該建築物の建築については、（２）（ロ）（ⅲ）延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

⑵ 当該建築物の用途の変更については、（２）（ロ）（ｉ）敷地面積の合計欄及び（２）（ロ）（ⅲ）延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

5　同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

6　緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第９条に定める方法により算定すること。

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

地区計画の区域内における行為の変更届出書

（宛先）西　尾　市　長

届出者　住　所
氏　名
電　話
（担当者連絡先　　　　　　　　　　　　）

都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　地区計画の名称		地区計画（　　　　　　　　地区）
２　行 為 の 場 所		西尾市
３　前回届出年月日		年　　月　　日
４　受理通知年月日 受理通知書番号		年　　月　　日 第　　　　号
５　変 更 の 内 容	変　更　前	
	変　更　後	
６　変更部分に係る行為の着手予定日		年　　月　　日
７　変更部分に係る行為の完了予定日		年　　月　　日

備考

１　届出者が法人である場合においては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第３号（第１０条関係）

年　　月　　日

是　正　報　告　書

（宛先）西　尾　市　長

届出者　住　所
氏　名
電　話
（担当者連絡先　　　　　　　　　　　　）

年　　月　　日付け　　　第　　　号により、通知された指導内容について、下記のとおり是正内容を報告します。

記

地区計画の名称	地区計画（　　　　　　　　　　地区）
行 為 の 場 所	西尾市
届 出 年 月 日	年　　月　　日
受理通知年月日 受理通知書番号	年　　月　　日 第　　　　号
指　導　内　容	
是　正　内　容	

様式第４号（第１２条関係）

年　　月　　日

取　　止　　め　　届

（宛先）西　尾　市　長

届出者　住　所
氏　名
電　話
（担当者連絡先　　　　　　　　　　　）

下記の事項について届け出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="6">取止めをする届出の内容</td><td>地区計画の名称</td><td>地区計画（　　　　　　　　　　地区）</td></tr>
<tr><td>行為の場所</td><td>西尾市</td></tr>
<tr><td>届出年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>変更届出年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受理通知年月日
受理通知書番号</td><td>□受理通知書未交付
□受理通知書交付済
【届出】　　　　　　　　　　【変更届出】
年　　月　　日　　　　　　年　　月　　日
第　　　　号　　　　　　　第　　　　号</td></tr>
<tr><td>届出者住所氏名</td><td>住所：
氏名：</td></tr>
<tr><td colspan="2">取止めの理由</td><td></td></tr>
</table>

備考

１　届出者が法人である場合においては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。